

9. 国連の主要な機関とその機能

9.1. 国連総会

国連総会は、人権の保護および基本的自由の実現を援助するため、研究を發議し、勧告することを任務とする（国連憲章¹第13条第1項b）。

国連総会は、国際人権文書の中核的採択機関であり、これまで「世界人権宣言」（1948年）、「人種差別撤廃宣言」（1963年）、「女性差別撤廃宣言」（1967年）などの宣言が採択されてきた。

これらの宣言に基づいて、国際人権条約の起草作業が行われ、「国際人権規約」、「人種差別撤廃条約」、「女性差別撤廃条約」などの人権条約が総会で採択されてきた。

国連総会は、条約監視機関の年次報告を受領・検討し、必要な場合には勧告を行う。また加盟国の重大な人権問題を取り上げて討議し、人権侵害を非難する決議をあげ、人権の尊重を呼びかける勧告を採択してきた。

国連総会は、国連人権高等弁務官の設置や人権理事会の設置をはじめ、人権の保護と促進のために必要な措置を決定する。

9.2. 経済社会理事会

経済社会理事会は、「すべての者のための人権及び基本的自由の尊重及び遵守を助長するために、勧告をする」権限を有し（国連憲章第62条第2項）、人権の伸長に関する委員会を設けることになっている（国連憲章第68条）。

経済社会理事会は、国際労働機関（ILO）、国連教育科学文化機関（UNESCO）などの専門機関と相互に代表を審議に参加させる取り決めを結ぶことができ（国連憲章第70条）、その権限内にある事項に関係のある民間団体と協議するための取り決めを結ぶこともできる（国連憲章第71条）。

経済社会理事会は、1946年に、機能委員会として人権委員会と女性の地位委員会を設置した。これらの委員会の補助を受けて、経済社会理事会は、国際人権基準の設定、さまざまな人権促進活動、個人通報の処理、テーマ別・国別の人権問題の研究あるいは人権侵害に関する決議の採択など、人権の保護と促進のため国連の中心的役割を果たしてきた。

9.3. 女性の地位委員会

女性の地位委員会の主要な任務は、政治、経済、市民、社会、教育の分野で女性の権利を促進するために経済社会理事会に提出する勧告と報告を準備し、女性の権利についてただちに注意を要する緊急問題について勧告することにある。

女性の地位委員会には、第1回委員会からNGO代表が参加してきた。

女性の地位委員会は、発足後、各加盟国における女性の地位に関する実態調査と情報収集、女性の不利な取り扱いを矯正する国際条約の起草に注力してきた。「女性参政権条約」（1952年）、「既婚女性の国籍に関する条約」（1957年）、「婚姻の同意・最低年齢・登録条約」（1962年）、「女性差別撤廃条約」（1979年）は、その成果である。

1990年の北京第4回世界女性会議で採択された北京宣言と行動綱領の実施を監視し、実施を促す具体的措置を勧告する中心的な役割を果たしている。

9.4. 国連人権委員会（2006年まで、その後は人権理事会へと機能を継承）

国連人権委員会が取り組んだおもな作業は、世界人権宣言と国際人権規約を柱とする国際人権章典および人種差別撤廃条約の草案の起草、国連人権基準の設定であった。

国連人権委員会は、国別に人権侵害を公開の会議で取り上げて審議し決議を採択できる特別手続と、個人通報から大規模な人権侵害の事態を抽出して調査・勧告を行う1503手続²を備えていた。

9.5. 国連人権高等弁務官事務所

1993年の世界人権会議が、人権の促進・保護のために人権高等弁務官の設置を国連総会に勧告し、同年の国連総会で、人権の分野における国連の人権の諸活動を総合的に強化・活性化し、不必要な重複を避けるため、国連高等弁務官のポストと、その指揮下に行動する人権高等弁務官事務所をジュネーブに設置することを決定した。

国連人権高等弁務官の基本的任務は、国連憲章や国際人権文書に定めるすべての市民的、文化的、経済的、政治的、社会的な権利をすべての人が効果的に享受できるように人権を促進し、保護することである。

国連人権高等弁務官は、その任務を遂行するにあたり、国連憲章、世界人権宣言、その他の国際人権文書とともに国際法の枠組みの中で活動しなければならない。また、市民的、文化的、経済的、政治的、社会的な権利の普遍性、不可分性、相互依存性、相互連関性を承認し、国および地域の特殊性の意義および多様な歴史的、文化的、宗教的背景は考慮するが、すべての人権の促進・保護派政治的、経済的、文化的体制に関係なく国の義務だという原則の下に行動することが求められている。

9.6. 国連人権理事会

2006年3月、国連総会は、人権理事会を総会の補助機関として設立することを決定した。この決議に基づいて最初の選挙が行われ、人権理事会が発足した。人権理事会は、人権委員会が人権問題を政治的に取り上げる傾向を強め、各国の過度の対立を招いたことへの反省から、建設的対話と協力を基本として人権問題に対する対応能力を強化することを目指して設置された。

¹ 邦訳は、国際連合広報センターホームページ http://www.un.org/ja/info/uncharter/text_japanese/

² 1970年の経済社会理事会決議1503の名称に由来。

構成国数は47か国で、アジア13、アフリカ13、ラテンアメリカ8、東欧6、西欧その他7、である。

人権理事会の機能は以下の通り。

- ①加盟国との協議と同意に基づく人権教育・学習、助言サービス、技術援助の提供
- ②人権のテーマ別課題に関する対話のフォーラムとしての機能
- ③人権分野の国際法のいっそうの発展のための総会への勧告
- ④諸国が約束した人権義務の完全実施の促進、国連の会議や首脳会議に由来する人権保護の約束のフォローアップ
- ⑤各国の人権義務および約束の普遍的定期審査の実施
- ⑥対話と協力による人権侵害の予防と人権緊急事態への対処
- ⑦国連人権高等弁務官事務所の作業に関する国連人権委員会の役割と責任の継承
- ⑧諸国政府、地域機関、国内人権機関、市民社会との人権分野での密接な協力
- ⑨人権の促進と保護に関する勧告の作成
- ⑩総会への年次報告の作成

国際連合憲章

第13条

1. 総会は、次の目的のために研究を發議し、及び勧告をする。
 - a. 政治的分野において国際協力を促進すること並びに国際法の斬新的發達及び法典化を奨励すること。
 - b. 経済的、社会的、文化的、教育的及び保健的分野において国際協力を促進すること並びに人種、性、言語又は宗教による差別なくすべての者のために人権及び基本的自由を実現するように援助すること。
2. 前記の1bに掲げる事項に関する総会その他の責任、任務及び権限は、第9章及び第10章に掲げる。

第62条

1. 経済社会理事会は、経済的、社会的、文化的、教育的及び保健的国際事項並びに関係国際事項に関する研究及び報告を行い、または發議し、並びにこれらの事項に関して総会、国際連合加盟国及び関係専門機関に勧告をすることができる。
2. 理事会は、すべての者のための人権及び基本的自由の尊重及び遵守を助長するために、勧告をすることができる。
3. 理事会は、その権限に属する事項について、総会に提出するための条約案を作成することができる。
4. 理事会は、国際連合の定める規則に従って、その権限に属する事項について国際会議を招集することができる。

第68条

経済社会理事会は、経済的及び社会的分野における委員会、人権の伸張に関する委員会並びに自己の任務の遂行に必要なその他の委員会を設ける。

第71条

経済社会理事会は、その権限内にある事項に係る民間団体と協議するために、適当な取極を行うことができる。この取極は、国際団体との間に、また、適当な場合には、関係のある国際連合加盟国と協議した後国内団体との間に行うことができる。